

「令和5年度原子力総合防災訓練実施成果報告書」の概要

「令和5年度 原子力総合防災訓練の概要」

1 訓練目的（原子力災害対策特別措置法第13条第1項に基づく防災訓練）

- ① 国、地方公共団体及び原子力事業者における防災体制や関係機関における協力体制の実効性の確認
- ② 原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- ③ 地域防災計画等の検証及び緊急時対応等の検討
- ④ 訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出
- ⑤ 原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

2 実施時期

令和5年10月27日（金）・28日（土）・29日（日）

3 訓練の対象となる原子力事業所

東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所

4 参加機関等

119機関、約3,990人（うち、1,433人の住民参加）

5 訓練内容（訓練重点項目）

- ① 迅速な初動体制の確立
- ② 中央と現地組織の連携による防護措置の実施等に係る意思決定
- ③ 住民避難、屋内退避等



出典：国土地理院「e-View」地理院地図（電子国土Web）
（<http://cyberjapandata.gsi.go.jp>）を基に内閣府（原子力防災担当）作成

「実施成果報告書記載事項」

報告書は、本「概要」、「実施成果報告書」、「関連資料」及び「訓練参加者アンケート集計結果」で構成。「実施成果報告書」では、今後の各種計画等の見直しに活かすため、訓練参加者の自己評価や評価員の評価等から課題及び教訓等を抽出して取りまとめて整理した。

「令和5年度 原子力総合防災訓練の訓練重点項目に関する評価」

① 迅速な初動体制の確立

- ・官邸・内閣府本府では、地震発生の約20分後には原子力防災システムを立上げ情報収集を開始するとともにERCと通信連絡を確立する等により、迅速に初動体制を確立した。
- ・OFCにおいても、TV会議の立ち上げ、事故警戒本部への連絡、関係地方公共団体への本部設置連絡等、迅速に初動体制を確立した。ただし、TV会議での音声・映像の状態確認が速やかに実施されない状態が確認された。

② 中央と現地組織の連携による防護措置の実施等に係る意思決定

- ・一時移転に係る住民防護措置の検討の際、官邸チーム事務局長は対象区域住民の具体的な移転要領及び当該区域に所在する医療機関及び介護施設等の移転要領について確認するよう指示し、官邸、内閣府本府、ERC及びOFCの各拠点間で協力して検討の上、最善となる措置を採用した。

③ 住民避難、屋内退避等

- ・住民避難及び一時移転においては、各地区コミュニティセンター等に一時集合場所を開設し、新潟県防災DXアプリと簡易避難者カードを併用して避難住民等の健康観察を含む受付業務を円滑に行うとともに、安定ヨウ素剤の緊急配布を分かり易く丁寧に行っていること、また、避難退域時検査場、避難経路所及び避難所においても、職員の誘導のもとに受け等の一連の手続きがスムーズに行われていることを確認した。